

# 第3次大分県環境基本計画 改訂版の概要

(下線は主な見直し箇所)

## 計画の性格・役割

### 環境基本法 大分県環境基本条例第9条

- 環境保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
- 県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画
- 「おおいたうつくし作戦」の推進基本プラン

目指すべき  
環境の将来  
像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

## 計画期間

○平成28年度～令和6年度(9年間)

(基本目標1) 豊かな自然との共生と 快適な地域環境の創造	(基本目標2) 循環を基調とする地域社会の構築	(基本目標3) 地球温暖化対策の推進	(基本目標4) 環境を守り育てる産業の振興	(基本目標5) すべての主体が参加する 美しく快適な県づくり
<b>1 豊かな自然や生物多様性の保全</b> (1)自然公園等の保護・保全 (2)自然景観の保全と活用 (3)多様な生態系の保全 (4)森林の保全 (5)水辺の保全 (6)自然とのふれあいの推進と適正な利用	<b>1 大気環境の保全</b> (1)大気環境保全対策の推進 (2)地域の生活環境保全対策の推進  <b>2 水・土壌・地盤環境の保全</b> (1)水環境保全対策の推進 (2)豊かな水環境の創出 (3)土壌環境保全対策等の推進	<b>1 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進</b> (1)温室効果ガスの排出抑制対策 (2)地域における地球温暖化防止活動の促進  <b>2 エコエネルギーの導入促進</b> (1)エコエネルギーの導入支援 (2)エコエネルギーの普及啓発 (3)地域に配慮したエコエネルギー施設の設置	<b>1 環境・エネルギービジネスの拡大</b> (1)新エネルギーの事業化の支援 (2)循環型環境産業の育成	<b>1 県民総参加による環境保全活動の推進</b> (1)地域活性化につながる環境保全活動の推進 (2)環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進 (3)県・市町村の率先行動の推進
<b>2 快適な地域環境の保全と創造</b> (1)ゆとりある生活空間の保全と創造 (2)美しい景観の形成 (3)身近な緑の保全と創造 (4)身近な水辺の創造 (5)農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生 (6)文化的遺産(文化財)の保存・活用・継承	<b>3 化学物質等への環境保全対策</b> (1)環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進 (2)環境監視と調査研究の充実 (3)放射線の監視体制の充実	<b>3 森林吸収源対策の推進</b> (1)森林の適正な管理・保全 (2)地域材の利用拡大	<b>2 自然と共生する産業の促進による環境の保全</b> (1)農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全 (2)グリーンツーリズム等観光産業の振興	<b>2 豊かな環境を守り育てる人づくり</b> (1)あらゆる世代・場における環境教育の推進 (2)環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進
<b>3 温泉資源の保護と適正利用の推進</b> (1)温泉資源の保護 (2)多目的利用と温泉地づくり	<b>4 資源循環の推進と廃棄物対策</b> (1)循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進 (2)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (3)バイオマス等の循環資源の利活用	<b>4 気候変動の影響への適応策の推進</b>		

## 基盤的施策の推進(環境影響評価の推進、環境に配慮した取組の推進、公害紛争等の適正処理)

関連するSDGsの目標																			
2	4	6	7	8	2	3	4	6	7	8	9	2	7	8	9	4	11	12	
11	13	14	15	17	9	11	12	14	15	17	11	12	13	15	17	13	14	15	17

## 計画の進行管理

- 環境指標とその達成目標の設定、毎年度、進捗状況を把握・確認し検証

- 進捗状況の報告→環境施策への意見の反映
  - ・県議会
  - ・県環境審議会、県民会議等

- 公表
  - ・環境白書、県ホームページ